

国東市特別支援教育就学奨励規則

平成 28 年 6 月 27 日  
教育委員会規則第 6 号

(目的)

第 1 条 この規則は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和 29 年法律第 144 号。以下「法」という。)の趣旨に基づき、国東市立小中学校に就学する学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)第 22 条の 3 に規定する障がいの程度に該当する児童若しくは生徒の保護者又は学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 81 条第 2 項に規定する特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者に対し必要な援助(以下「就学奨励費」という。)を行い、もって義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第 2 条 就学奨励費は、国東市立小学校及び中学校(以下「私立学校」という。)に在籍している児童及び生徒の保護者で、次の各号いずれかに該当するものに支給する。

- (1) 特別支援学校への就学奨励費に関する法律施行令(昭和 29 年政令第 157 号)第 2 条及び同条の規定により文部科学大臣が定める保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領に適合すると認められる者
- (2) 前号に規定するもののほか、国東市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が就学援助費を支給する必要があると認める者

(就学奨励の種類)

第 3 条 就学奨励の種類は次のとおりとする。ただし、生活保護法第 13 条の規定による教育扶助と重複して支給することはできない。

- (1) 学用品費及び通学用品費
- (2) 校外活動費
- (3) 新入学児童生徒学用品費
- (4) 修学旅行費
- (5) 医療費(学校保健安全法施行令(昭和 33 年政令第 174 号)第 7 条に規定する疾病を治療するものに限る)

(就学奨励の額)

第 4 条 就学奨励費の額は、予算の範囲内で教育長が決める。

(申請)

第 5 条 就学奨励費の支給を受けようとする保護者は、毎年度、特別支援教育就学奨励費受給申請希望調書及び特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書(以下「調書」という。)を児童又は生徒が在学する学校の校長(以下「学校長」という。)を経由して、教育委員会に提出しなければならない。

(認定)

第 6 条 教育委員会は、前条の規定により申請を受理したときは、その内容を審査し、認定の適否を決定し、その結果を、学校長を経由して保護者に通知するものとする。

2 教育委員会は、認定を行うにあたり、保護者からの同意に基づき、住民基本台帳及び市民税課税台帳の閲覧並びに児童扶養手当の受給状況その他必要な調査を行うことができる。

(執行等についての学校長への委任)

第 7 条 前条の規定により認定を受けた者(以下「被認定者」という。)は、就学奨励に関する請求、受領及び執行について学校長に委任することができる。

2 委任を受けた学校長は、就学奨励費の請求、受領及び執行について善良なる管理者の注意をもって事務を処理し、執行の内容について教育委員会に報告しなければならない。

(準用規定)

第 8 条 就学奨励費の支給方法については国東市就学援助規則(平成 20 年国東市教育委員会規則第 7 号)第 8 条を、就学奨励費の異動、取消し、返還等については同規則第 9 から 10 条を準用する。

(様式)

第 11 条 この規則により規定する申請書等の様式は、別に教育長が定める。

(その他)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、就学奨励費の支給に関し必要な事項は、別に教育長が定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。